

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月11日

【四半期会計期間】 第89期第1四半期(自平成23年4月1日  
至平成23年6月30日)

【会社名】 扶桑薬品工業株式会社

【英訳名】 Fuso Pharmaceutical Industries, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 戸田 幹雄

【本店の所在の場所】 大阪市中央区道修町一丁目7番10号  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

本店事務取扱場所 大阪市城東区森之宮二丁目3番11号

【電話番号】 06-6969-1131(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務本部長兼人事部長 為房 正信

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町二丁目4番5号

【電話番号】 03-5203-7101(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役東京第一支店長兼東京事務所長 松井 幸信

【縦覧に供する場所】 扶桑薬品工業株式会社 東京第一支店  
(東京都中央区日本橋本町二丁目4番5号)

扶桑薬品工業株式会社 名古屋支店  
(名古屋市東区泉一丁目3番26号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第88期 第1四半期 連結累計期間	第89期 第1四半期 連結累計期間	第88期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(百万円)	11,859	10,229	47,469
経常利益又は経常損失( )	(百万円)	193	196	1,642
当期純利益又は四半期純損失( )	(百万円)	181	226	1,144
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	337	264	924
純資産額	(百万円)	25,278	25,727	26,263
総資産額	(百万円)	63,518	59,349	59,453
1株当たり当期純利益金額又は 四半期純損失金額( )	(円)	2.01	2.50	12.64
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	39.8	43.3	44.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第88期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、東日本大震災の影響により、生産、企業収益、雇用・所得環境、個人消費等多方面にわたり厳しい状況が続きましたが、サプライチェーンや企業の生産活動の復旧などを背景に改善の動きが見られたものの、電力供給の制約や原発事故による放射能汚染の拡がり、さらにデフレの長期化、円高、原材料高、欧米経済の不透明感などの不安要因を抱え、先行きに予断を許さない状況で推移しました。

医薬品業界におきましては、今般の震災により生産施設の被災や物流の大混乱を招き、その後供給体制は概ね原状に復することができたものの、被災地の医療機関の復旧・復興の遅れ、また医療費抑制に伴う後発医薬品市場の拡大や今後の薬価改定の動向、さらに国内市場の停滞に対処した海外市場での事業拡大、取り分け新興国市場の開拓等、多くの課題を残すところとなりました。

このような市場環境のもと、当社グループの当第1四半期連結累計期間における売上高は、当社茨城工場が被災した影響により主力製品の生理食塩液や透析療法の血液ろ過用補充液の供給体制が一時支障を来したことから102億29百万円と前年同四半期と比べ16億30百万円（13.7%）の減少となりました。利益面につきましては、売上減少に伴う売上原価と販売費及び一般管理費の占める割合が上昇したことにより営業損益が1億40百万円の損失（前年同四半期は2億29百万円の利益）、経常損益が1億96百万円の損失（同1億93百万円の利益）、当四半期純損失が2億26百万円（同1億81百万円の損失）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### 医薬品事業

当セグメントにおきましては、前述のとおり当社主力工場の供給体制や被災地域における製品物流の混乱から、売上高は、101億59百万円と前年同四半期と比べ16億33百万円（13.9%）の減少となり、セグメント損失（営業損失）は、1億67百万円（前年同四半期は2億5百万円の利益）となりました。

#### 不動産事業

当セグメントにおきましては、所有する各テナントビルとも安定した賃貸収入を確保できたことにより、売上高は69百万円と前年同四半期と比べ3百万円（5.9%）の増加となり、セグメント利益（営業利益）は、26百万円と前年同四半期と比べ2百万円（10.9%）の増加となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、593億49百万円と前連結会計年度末と比べ1億3百万円(0.2%)減少し、負債は336億21百万円と前連結会計年度末と比べ4億32百万円(1.3%)の増加、純資産は257億27百万円と前連結会計年度末に比べ5億36百万円(2.0%)の減少となりました。なお、自己資本比率は43.3%と前連結会計年度末に比べ0.9%の減少となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

### 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。上場会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の支配権の移転を伴う買収提案があった場合、当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業と真摯な交渉の機会等を持たず一方的に、会社の支配権の移転を伴う買収提案等を強行する動きが顕在化しております。そして、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値の源泉等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることはできません。

とくに、当社の企業価値の源泉は、生命維持の基本となる輸液や透析剤等の血液体液用薬を、あらゆる障害や災害下にあっても安定的な供給を可能とする生産・供給体制、人工腎臓用透析液を主力とする血液体液用薬事業を通じて構築した日本全国の病院との広範かつ強固なネットワーク、人工腎臓用透析液を主力とする血液体液用薬市場における“ぶどうのマーク”や“キンダリー”の高いブランド力、社会において「なくてはならない存在」として患者の方々の生命維持と社会生活を最優先に、真摯に経営を継続してきたことによって構築された患者・卸・病院・株主・地域社会等のステークホルダーとの信頼関係、当社の経営理念に誇りを持ち、患者の方々の生命維持と社会生活を最優先に、一丸となって当社の成長・発展・進化を目指す従業員の存在にあると考えておりますが、当社株式の大量買付をおこなう者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対

しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取組みについて

当社は、当社の強みである血液体液用薬を中心とした独創的な医薬品等の開発・供給を通して、患者様の健康で豊かな生活の向上に貢献する事業活動を展開しております。また、製薬企業としての社会的使命及び責任を深く自覚し、高い倫理観のもと法令遵守を徹底するとともに、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまとの信頼関係の強化に努めることによって、企業価値の向上に重点をおいた経営を推進しております。

かかる基本理念のもと、当社は販売・製造・研究開発の3項目を経営の中長期的な重点課題として、その実現に鋭意取り組んでおり、その概要は以下のとおりです。

#### 販売に関する施策

- 透析剤トップメーカーとして、透析患者の方々にとって必要不可欠である透析剤の安定供給を最重点課題とし、透析剤、血液ろ過型補液、生理食塩液及び透析関連品の血液凝固阻止剤、吸着型血液浄化器、透析器などの新たな需要市場を開拓し拡販を推進する。
- 上市以来15年に亘りP O C T機器（ポイントオブケア検査）市場における確固たる地位の確立を図っているポータブル型血液分析器アイ・スタットについても、院内ネットワークシステムとの接続を目的としたC D Sシステム（セントラル・データ・ステーション）の拡販推進により更なるシェア拡大を図る。
- 後発薬品市場拡大に即応し、D P C制度（診断分類別包括評価支払制度）導入病院を中心に、後発品採用に向けた積極的な営業活動を展開する。
- 中・長期計画の柱として、現在開発中の口腔内貼付鎮痛剤「F T B - 8 1 2 7」、大学発ベンチャーとバイオ技術による共同研究開発提携しているがん治療用ワクチン薬の新生血管阻害剤「O T S - 1 0 2」などの上市に向けた新たな領域の市場開拓戦略を推進する。

#### 製造に関する施策

- 近年の国民医療費抑制策による薬価引き下げに対処するため生産の効率化、製造コストの引き下げへの合理化に徹した設備投資を推進する。
- 投与機関のニーズに即した、より安全性の高い容器を用いた血液ろ過用補充液サブラッドB S Gを製造する。
- 信頼性保証本部との関係のもと品質管理を徹底し製品ブランドの信頼性の向上へ総力を傾注する。
- 研究開発センターとの連携をも含めて、新薬の開発・量産化に備えた体制整備にも鋭意投資を進める。

#### 研究開発に関する施策

- 新薬の開発期間の短縮はじめ開発コストの低減が製造コストの軽減に直結することを念頭に当社の研究開発センター所属員一丸で業務の効率化に取り組む。
- 主柱の透析剤、透析関連製剤の患者ニーズに即した新製品開発を進め、成熟市場を活性化する新たな薬剤需要を掘り起こす市場深耕を図るとともに、遺伝子バイオ技術の応用による新薬開発で新領域市場の開拓へ鋭意、投資を推進する。

### (2) コーポレートガバナンスの強化

当社は、取締役の業務執行を十分に監視するため、監査役3名のうち2名を社外監査役としております。加えて、当社は内部監査室及びコンプライアンス委員会、内部統制室を設置し、これらによる監視・

統制も行っております。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記1. 記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成21年6月26日開催の第86回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、株主の皆様のご承認の下、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しました。本プランの概要は以下のとおりです。本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得、若しくは当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合及びその特別関係者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け若しくはこれらに類似する行為又はこれらの提案（以下「買付等」といいます。）を適用対象とします。

本プランでは、買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、独立性の高い社外監査役と有識者等のみから構成される独立委員会が当該買付等の内容の検討等を行うための手続を定めています。

独立委員会は、買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等、本プランに定める要件に該当する買付等であると判断した場合には、原則として、当社取締役会に対し、買収者等による権利行使は（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て実施又は不実施に関する決議を行います。当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施を決議した場合、当社は、本新株予約権をその時点の当社を除く全ての株主に対して無償割当ての方法により割り当てます。

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。但し、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、当社取締役会若しくは株主総会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

#### 4. 上記各取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記2.「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

上記3.「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に記載した本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること、株主意思を重視することであること、取締役の恣意的判断を排除するため本プランの発動及び運用に際しての実質的な判断が独立性の高い社外監査役と有識者等のみから構成される独立委員会により行われること、合理的な客観的要件が充足されなければ本プランが発動されないように設定されていること、デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等の理由から、本プランは当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は4億7百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	94,511,690	94,511,690	大阪証券取引所 市場第一部 東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 1,000株であります。
計	94,511,690	94,511,690		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日		94,511,690		10,758		10,000

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,952,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 89,268,000	89,268	
単元未満株式	普通株式 1,291,690		
発行済株式総数	94,511,690		
総株主の議決権		89,268	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,000株含まれておりません。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個が含まれておりません。
2. 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
扶桑薬品工業株式会社	大阪市中央区道修町 一丁目7番10号	3,954,000		3,954,000	4.18
計		3,954,000		3,954,000	4.18

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,833	4,292
受取手形及び売掛金	19,042	17,496
商品及び製品	5,318	6,173
仕掛品	82	127
原材料及び貯蔵品	1,063	1,104
その他	764	738
貸倒引当金	2	1
流動資産合計	30,103	29,931
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	8,780	8,665
土地	11,344	11,344
その他(純額)	3,942	3,894
有形固定資産合計	24,067	23,904
無形固定資産	201	187
投資その他の資産	5,081	5,325
固定資産合計	29,350	29,417
資産合計	59,453	59,349
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,249	11,166
短期借入金	6,168	7,217
未払法人税等	62	29
賞与引当金	805	414
その他の引当金	434	307
その他	4,573	5,304
流動負債合計	23,293	24,439
固定負債		
社債	350	300
長期借入金	5,384	4,710
退職給付引当金	1,016	1,095
その他の引当金	243	247
その他	2,901	2,829
固定負債合計	9,895	9,182
負債合計	33,189	33,621

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	10,758	10,758
資本剰余金	15,010	15,010
利益剰余金	6,372	5,874
自己株式	1,406	1,406
株主資本合計	30,734	30,236
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2	41
繰延ヘッジ損益	54	53
土地再評価差額金	4,414	4,414
その他の包括利益累計額合計	4,471	4,508
純資産合計	26,263	25,727
負債純資産合計	59,453	59,349

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	11,859	10,229
売上原価	8,590	7,392
売上総利益	3,268	2,836
返品調整引当金戻入額	10	1
差引売上総利益	3,278	2,838
販売費及び一般管理費	3,049	2,978
営業利益又は営業損失( )	229	140
営業外収益		
受取利息	4	1
受取配当金	25	27
保険関係収益	4	61
投資有価証券受贈益	45	-
その他	50	29
営業外収益合計	129	120
営業外費用		
支払利息	76	59
投資事業組合運用損	29	37
その他	59	79
営業外費用合計	165	175
経常利益又は経常損失( )	193	196
特別利益		
前期損益修正益	27	-
その他	0	-
特別利益合計	27	-
特別損失		
たな卸資産廃棄損	332	-
固定資産除却損	11	5
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	51	-
特別損失合計	395	5
税金等調整前四半期純損失( )	175	202
法人税、住民税及び事業税	8	12
法人税等調整額	1	12
法人税等合計	6	24
少数株主損益調整前四半期純損失( )	181	226
四半期純損失( )	181	226

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失( )	181	226
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	134	39
繰延ヘッジ損益	20	1
その他の包括利益合計	155	37
四半期包括利益	337	264
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	337	264
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	498百万円	463百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	271	3.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	271	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計
	医薬品事業	不動産事業	
売上高			
外部顧客への売上高	11,793	65	11,859
セグメント間の内部売上高 又は振替高		0	0
計	11,793	66	11,859
セグメント利益	205	24	230

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の  
  主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	230
セグメント間取引消去	0
四半期連結損益計算書の営業利益	229

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計
	医薬品事業	不動産事業	
売上高			
外部顧客への売上高	10,159	69	10,229
セグメント間の内部売上高 又は振替高			
計	10,159	69	10,229
セグメント利益又は損失( )	167	26	140

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しています。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	2円1銭	2円50銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(百万円)	181	226
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	181	226
普通株式の期中平均株式数(千株)	90,585	90,557

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8 月 8 日

扶桑薬品工業株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 嶋 康 介 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 崎 充 弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている扶桑薬品工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、扶桑薬品工業株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。